

# 食料システム

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構

Organization for Sustainable Food Supply System

<https://www.ofsi.or.jp/>

食料システム法の施行により当機構の名称を変更いたしました

2026

2月号

No.362

## INDEX

- 卷頭言 ②
- 食品等持続的供給対策事業のご案内 ③
- <日本農林漁業振興会>  
芦別RICEが農林水産祭（多角化経営部門）で  
天皇杯を受賞しました（詳報） ④
- <内閣官房・公正取引委員会>  
労務費転嫁指針の改正について ⑤
- <国土交通省>  
違法な「白トラ」への規制が令和8年4月1日から  
強化されます ⑤
- <厚生労働省>  
労働経済動向調査（令和7年11月）の結果が  
公表されました ⑥
- <農林水産省・国土交通省>  
GREEN×EXPO 2027  
日本政府苑の協賛について募集を開始しました  
～日本政府苑の魅力を共に高める協賛を募集～ ⑦
- 農林水産統計情報 ⑧

# 卷頭言

先日、録画していたN H Kの歴史探偵「伊能忠敬の日本地図」を見た。

伊能忠敬は江戸時代後期に日本全国を歩いて地図を作った人であることはご存知の通りである。

当初は地図を作ることを自らの仕事や目標としていたわけではない。現在の千葉県佐原の名主・商家の当主で財を成した忠敬は隠居して江戸に出て天文学を学んでいた。当時の天文学者の多くがめざしたように地球の大きさを測りたいと思っていたのである。蝦夷（現北海道）の地図を作るということを名目に幕府から蝦夷まで行く許可をもらった。なぜ蝦夷なのか。地球の大きさを測定するために忠敬が用いた手法はいわゆる三角測量法であり、一点にほぼ静止している北極星の角度を2地点で測り緯度1度の距離を計算、これをもとに丸い地球の大きさを算出するというものであった。そのためできるだけ1度の緯度の距離の測定精度を上げるために長距離に渡った測定の必要があり、蝦夷地の地図を作ると言って同地への渡航の許可を幕府に求めたというわけである。

最初の4年位は私財を投じて東日本の地図を作っていく。その当時外国船の日本近海出没に頭を悩ませていた幕府がこれに注目し、国防上の必要からこの伊能らの全国の地図を作るという取り組みを幕府の事業として支援することになる。

その結果、各藩が幕府の命を受けて、測量隊の支援を行うようになる。また、各地域においてその土地の住民らが伊能忠敬一行に宿所を提供、もてなし、測量を支援するようになった。

この話をN H Kの番組で聞いたとき、故郷熊本の中学校の恩師のことを思い出した。熊本北部の田舎町の中学校1年の時の女の先生であり、それ以来ずっと様々な場面で小生のことを励ましていた。残念ながら、一昨年90歳半ばでお亡くなりになった。生前の平成30年6月、先生から手紙をいただき、その中に先生の家の先祖が伊能忠敬測量隊を受け入れた話が書いてあったことを思い出したのである。1810年に当時の当主が伊能忠敬一行をその家に受け入れ、測量記録の手伝いと医者の手配をしたとの記録が残っているとのことであった。一行を受け入れた熊本で2軒の一つだったとのこと。

平成30年4月に伊能忠敬没後200年祭が東京の学士会館で開催され、伊能忠敬一行を支援した家の子孫で残存する200家族のうちの一つとして先生に招待状が届いたが高齢であった先生は東京へわざわざ出かけられないので、当時農水省職員であった甥御さんに代わりに出席してもらったとのこと。

当時こんな身近に伊能忠敬にまつわる話があることを知り、しかも恩師の家が関係していることに驚いた記憶がある。

ちなみにその先生の家は代々その地域の名家であり、昭和40年頃中学生であった私が訪問したときには築300年ほどの大きな百姓家がそのまま残っていた。その家に広い間口の上がり框があったのを覚えている。なぜ覚えているかというと、熊本の中学校への転校の挨拶に私が訪れた際、先生のお義父さんにあたる方が、私の父を小学校で教えた、という思い出話をその上り框に腰掛けで私にされたからである。つまり、私にとって先生の家は親子二代にわたった恩師のおうちということである。その当時、この古い家屋は取り壊して新しい家を建てる話が持ち上がっていたそうだが、こんな立派な家はもう作れないとのお義父さんが取り壊しに反対し、縮小、修理して築300年の家屋が今日までその姿を残すことになったと、先生の手紙に書いてあった。

200年前の伊能忠敬の偉業はこうして今日につながっていると実感した次第である。

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構  
会長 村上秀徳

# 食品等持続的供給対策事業のご案内

## 事業のしくみ

食品等の持続的な供給を実現するための「食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」(食料システム法)に基づく「安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業」の一環として、食品等の持続的な供給の実現を図るための事業活動の促進に必要な製造・加工・流通または販売に係る設備等(以下「設備等」)の導入を支援する事業

## 支援の内容

- 設備等の導入資金の10分の9相当額を(公財)食料システム機構が導入時に貸与
- 7ヶ年以内に食料システム機構に返済(無利息)

## 対象者

- 食品等事業者または食品等事業者を構成員とする法人(以下「食品等事業者等」)

## 参加要件

- 食料システム法に基づく安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画若しくは消費者選択支援事業活動計画または連携支援計画について、農林水産大臣の認定を受けていること。

## 改正のポイント

### 1. 対象事業計画等の拡充

食品等流通法に基づく「食品等流通合理化事業計画」が、食料システム法に基づく、食品等の製造から加工、流通、販売に至る食料システムに関する

- ①安定取引関係確立事業活動計画
- ②流通合理化事業活動計画
- ③環境負荷低減事業活動計画
- ④消費者選択支援事業活動計画等

に拡充強化され、対象設備も拡大

### 2. 支援内容の充実強化

- (1) 設備導入資金の3分の2相当額から10分の9相当額に支援額を増額
- (2) 返済期間を5年以内から7年以内に延長

### 3. 対象者

食品等事業者または食品等事業者を構成員とする法人

## 対象設備等について(食料システム法の各計画に対応)

類型	設備目的	設備内容
①安定的な取引関係の確立	農林漁業者と食品等事業者の連携に必要な製造・加工設備の整備等	省資源型食品等製造設備、多温度帯輸送車等物流近代化設備、食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備等
②流通の合理化	食品等事業者の流通の合理化のために必要な設備の整備等	業界適応型POS(販売時点情報管理システム)、EOS(商品補充発注システム)等情報処理システム、多温度帯輸送車等物流近代化設備、食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備等
③環境負荷低減の促進	食品等事業者の環境負荷低減を図るために必要な設備の整備等	省資源型食品等製造設備、発泡スチロール処理装置等公害防止装置、太陽光パネル利用による発電機器、高効率照明(LED照明)等
④消費者の選択への支援	消費者の食品等の選択に資する情報の伝達を図るための設備の整備等	売場やショッピングカート等のディスプレイ設備、電子ポップ設備等

## 問い合わせ先

公益財団法人食料システム機構 業務部 TEL: 03-5809-2176

# 〈日本農林漁業振興会〉芦別RICEが農林水産祭（多角化経営部門）で天皇杯を受賞しました（詳報）

1. 1月号で令和6年度の輸出に取り組む優良事業者表彰で農林水産大臣賞を受賞した(株)芦別RICEが、本年度の第64回農林水産祭（多角化経営部門）に出品され天皇杯を受賞したとご報告しましたが、その経営内容、特色等について主催団体のHPに基づき具体的にご紹介いたします。

## 2. 多角化経営部門の天皇杯受賞のポイント

「コメ輸出の道を農家3人で切り拓き、輸出を通じて地域の活性化に貢献」

- ・株名 株式会社 芦別RICE（代表 沼田 哲男）
- ・所在地 北海道芦別市
- ・出品財 経営（水稻）

## 3. 受賞理由

### (1) 地域の概要

芦別市は、北海道のほぼ中央に位置する中山間地域であり、水稻を中心に、野菜、花き等との複合経営が主体である。炭鉱閉山以降、人口減少が急速に進んでいる。

### (2) 受賞者の取組の経過と経営の現況

少子高齢化に伴い将来の国内需要が先細りとなる中、農協合併により「芦別米」の名が消えること、地域の農地と人口の減少が進むことに危機感を感じ、平成23年に地元の若手農家3人で農業生産法人を設立し、平成27年に米輸出の取組を開始した。香港を皮切りに、シンガポール、米国と輸出先を広げ、令和6年には24戸、228haの協力農家を含め1,287tのコメを輸出しており、生産者自身によるコメ輸出の取組としては、全国最大級となっている。

### (3) 受賞者の特色

#### ① 輸出先拡大に向けた取り組み

若手農家3人が香港向けに始めたコメ輸出であるが、農機メーカーによる玄米輸出との連携により、大幅に輸出規模が拡大した。さらに、海外現地との直接取引のためにISO22000を取得、またFSSC22000も近々に認証予定であり、欧州での精米輸出を目指し精米施設整備を行ったところ。更にTPPに加盟した英国向け精米輸出も視野に入れており、新規の販路開拓と共に順調に輸出量を伸ばしている。

#### ② スマート農業化により若者をつなぎとめる

ロボット田植機や無人トラクター等の最先端技術の導入により、大区画整備された水田で、代かきと田植え作業の時間を半減させるとともに、新しい技術に関心を持つ若者を積極的に雇用し人手不足を解消した。さらに冬季の仕事として道内の防除用ドローン200台の点検整備、防除スクールの運営を受託している。

#### ③ 女性の活躍

女性社員も積極的に企画会議に参加し、商品開発や広報・デザインなどを担っている。地元の道の駅の農産物販売店を事業承継した際は、地域の女性8名を雇用。

### (4) 普及性と今後の発展方向

令和6年に立ち上げた「芦別RICE北海道米輸出拡大推進協議会」では、農機メーカーなどの協力を得つつ、輸出の取組を広げ、令和7年には、北海道全域で農家36戸／2団体／3業者が参画するまでになっている。また、第3者継承を視野に、若手社員を後継者のいない農家や農業法人に派遣するなど、芦別の農業を次世代にバトンタッチする橋渡し役を担おうとしている。

## 4. 詳細は、以下の日本農林漁業振興会のHPをご覧ください。

<http://www.affskk.jp/sub2.html>

## 〈内閣官房・公正取引委員会〉労務費転嫁指針の改正について

1. 内閣官房と公正取引委員会では、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針として、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」といいます。）を策定・公表しています。

今般、労務費転嫁指針の策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、令和8年1月1日に施行される「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」（同法の施行により「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法）に改められます。）を踏まえて記載内容の見直し等を行い、労務費転嫁指針が取適法の施行に合わせて令和8年1月1日付で改正されましたので、お知らせいたします。

### 2. 労務費転嫁指針の概要

- (1) 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき／求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- (2) 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

### 3. 改正のポイント

- (1) 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- (2) 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
- ・注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
  - ・受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
  - ・受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
  - ・取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- (3) 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- (4) 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

### 4. 詳細は、以下の公正取引委員会HPをご覧ください。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512\\_roumuhi.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512_roumuhi.html)

## 〈国土交通省〉違法な「白トラ」への規制が令和8年4月1日から強化されます

1. 昨年6月に公布された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）のうち、違法な白トラに係る荷主等への規制や委託次数の制限等に関する規定の施行期日を、令和8年4月1日と定める政令等が、昨年11月21日に閣議決定されました。

### 2. 概要

- (1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令改正法のうち下記事項について、令和8年4月1日より施行することとします。
- ① 違法な白トラの利用に係る荷主等への規制
- 荷主等が、白ナンバーのトラックで有償貨物運送を行う者（以下「違法な白トラ事業者」という。）に運送委託を行った場合に、新たに処罰の対象となります。
  - 荷主等が、違法な白トラ事業者に運送を委託している等の疑いがある場合には、国土交通大臣から当該荷主等に要請等を行うことができます。
- ② 委託次数の制限
- 貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者に対して、再委託の回数2回以内までとする努力義務が課されます。
- ③ 貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用
- 現行では貨物自動車運送事業者にのみ課されている運送契約締結時の書面交付義務等の規定が、貨物利用運送事業者にも新たに課されます。
- (2) 貨物自動車運送事業法施行令の一部を改正する政令
- (1) (3)に関する荷主・運送事業者間での調整を電磁的方法で行うための手続に係る規定を、貨物利用運送事業者にも準用します。

### 3. 詳細は、以下の国土交通省HPをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001969743.pdf>

# 〈厚生労働省〉労働経済動向調査（令和7年11月）の結果が公表されました

1. 厚生労働省は、このほど労働経済動向調査（令和7年11月）の結果を取りまとめ、令和7年12月23日付で公表しました。

「労働経済動向調査」は、景気の変動が雇用などに及ぼしている影響や今後の見通しについて調査し、労働経済の変化や問題等を把握することを目的に、四半期ごとに実施しています。また、今回は特別項目として、「賃金等の状況」についても調査しています。

本調査は、令和7年11月1日現在の状況について、主要産業の規模30人以上の民営事業所のうちから5,786事業所を抽出して調査を行い、3,226事業所から有効な回答を得ています。

## 2. 調査結果のポイント

- (1) 正社員等労働者数が「増加」とする事業所割合が多い（令和7年10～12月実績見込）

○雇用判断D.I.（「増加」－「減少」）（注1）

・調査産業計 正社員等雇用 +5ポイント パートタイム雇用 +2ポイント

・産業別（雇用判断D.I.のプラスが大きいもの）

正社員等雇用	「情報通信業」	+16ポイント
--------	---------	---------

「不動産業、物品賃貸業」	+16ポイント
--------------	---------

「学術研究、専門・技術サービス業」	+15ポイント
-------------------	---------

パートタイム雇用	「宿泊業、飲食サービス業」	+11ポイント
----------	---------------	---------

「サービス業（他に分類されないもの）」	+4ポイント
---------------------	--------

「医療、福祉」	+3ポイント
---------	--------

【労働経済動向調査（令和7年11月調査）の概況

P5表1、図1、P6表2、図2、P14付属統計表第2表、以下同様】

- (2) 正社員等、パートタイム労働者ともに、「不足」とする事業所割合が引き続き多い（令和7年11月1日現在）

○労働者過不足判断D.I.（「不足」－「過剰」）（注1）

・正社員等労働者（調査産業計） +49ポイント（+46ポイント）

・パートタイム労働者（調査産業計） +28ポイント（+27ポイント）

【括弧内は令和7年8月1日現在の数値。

P7表3、表4、P8図3、図4、P15付属統計表第3-1表】

## (3) 賃金等の状況

令和7年度の人件費総額が増加している（増加する見込みの）事業所について、人件費増加分の価格転嫁実現の有無別事業所割合（調査産業計）をみると、「人件費増加分を一部でも価格転嫁した」とする割合は45%、次いで「0割（価格据え置き）」31%、「価格転嫁の必要がない」20%となった。

また、「人件費増加分を一部でも価格転嫁した」事業所の内訳をみると、価格転嫁「10割」とする割合は5%、「7～9割程度」6%、「4～6割程度」10%、「1～3割程度」24%と価格転嫁割合が低くなるにつれて多くなっている。【P11表6】

(注1)「D.I. (Diffusion Index : ディフュージョン・インデックス)」とは、変化の方向性を表す指標である。

(1)「雇用判断 D.I.」は、労働者数について、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。なお、季節による変動があるため、季節調整（注2）を行っている。この判断D.I.がプラスであれば、前期間末よりも増加させた事業所が多いことを示す。

(2)「労働者過不足判断D.I.」は、調査時点において、労働者が「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。この判断D.I.がプラスであれば、人手不足を感じている事業所が多いことを示す。

(注2) 令和7年2月調査以降に公表の季節調整値は、令和6年11月調査までの結果に基づき過去に遡って改定している。

## 3. 詳細は、以下の厚生労働省HPをご覧ください。

○プレスリリース

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keizai/2511/dl/6siryo.pdf>

○労働経済動向調査（令和7年11月）の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keizai/2511/dl/7roudoukeizaidouko.pdf>

# 〈農林水産省・国土交通省〉 GREEN×EXPO 2027 日本政府苑の協賛について募集を開始しました ～日本政府苑の魅力を共に高める協賛を募集～

農林水産省及び国土交通省は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）を事務局として、令和7年12月25日（木）からGREEN×EXPO 2027における日本政府苑の魅力を共に高める協賛を募集しています。

協賛へのご応募にあたっては、日本政府苑の展示運営等を担う協会の日本政府苑事務局担当までお問い合わせください。

## 1. 日本政府苑の概要

日本政府苑は、GREEN×EXPO 2027の出展区画として最大の2.5haの区域に、庭園、環境に配慮した木造平屋建ての建築、屋内展示、スマート農業展示等を計画しています。

日本政府苑のコンセプトは「日本の自然観を再考し、未来へ進む」です。

## 2. 協賛の項目

日本政府苑における協賛は、企業・団体の皆様からのご支援により資金・物品・役務をご提供いただく仕組みです。

協賛いただく項目としては、屋外における暑熱対策、屋内展示で使用する機材、スマート農業に関連する資材や設備、未来世代との連携である探究プログラム等への支援等を想定しています。なお、協賛を求める項目につきましては、日本政府苑の計画の進捗に合わせて更新します。

## 3. 協賛の方法

協賛の方法は、以下のいずれかの方式でご提供いただきます。なお、物品には施設等の不動産を含みます。

### (1) 資金提供

日本政府苑の魅力向上に資する資金をご提供いただきます。

### (2) 物品提供

日本政府苑で必要とする物品等の現物を無償でご提供いただきます。所有権は協会に帰属します。

### (3) 役務提供

日本政府苑で必要とする技術やサービス、人員等を無償でご提供いただきます。必要に応じて別途ライセンス契約等を締結します。

### (4) 無償貸与

日本政府苑で必要とする施設や物品等を協賛者所有のまま無償で貸与いただきます。会期終了後は、協賛者において回収のうえ、販売や再利用等をお願いします。

## 4. 詳細については、以下の農林水産省HPをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/kaki/251225.html>

### 〈日本政府苑の協賛に関する問合せ先〉

GREEN×EXPO協会（公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会）（展示部展示課内）  
日本政府苑事務局担当 ダイヤルイン：045-307-2084

# 農林水産統計情報 令和7年4月～令和8年3月までの公表予定より

([https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index\\_nenkan\\_r7-11.pdf](https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index_nenkan_r7-11.pdf))

農林水産省（大臣官房統計部及び各局庁等）が公表している農林水産統計について、2月に掲載予定されている生産・流通に関する資料名の一部を紹介します。

資料名	収録内容	担当課（室）
大臣官房統計部		
作物統計調査 令和7年産かんしょの作付面積及び収穫量	全国・主産県別・田畠別の作付面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課
作物統計調査 令和7年産春植えばれいしょの作付面積、収穫量及び出荷量	全国・都道府県別の作付面積、10a当たり収量、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
作物統計調査 令和7年産日本なし、ぶどうの栽培面積、結果樹面積、収穫量及び出荷量	全国・主産県別の栽培面積、結果樹面積、10a当たり収量、収穫量及び出荷量	生産流通消費統計課
作物統計調査 令和7年産茶の摘採面積、生葉収穫量及び荒茶生産量（主産県）	主産県別の摘採実面積、摘採面積、10a当たり生葉収量、生葉収穫量及び荒茶生産量	生産流通消費統計課
特定作物統計調査 令和7年産こんにゃくいもの栽培面積、収穫面積及び収穫量	全国・主産県別の栽培面積、収穫面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課
特定作物統計調査 令和7年産小豆、いんげん及びらっかせい（乾燥子実）の作付面積及び収穫量	小豆、いんげん及びらっかせいの全国・主産県別の田畠別の作付面積、10a当たり収量及び収穫量	生産流通消費統計課

## 編集後記

昨年12月30日夕方、買い物中に偶然会った友人は「鏡餅がどこにも売ってなくて困っている。今日買えないと一夜飾りになってしまう。」と焦っていた。店側も在庫を残したくないせいか、30日にもなると正月用の品はだいぶ少なくなってくる。なぜ一夜飾りはダメなのだろう、とふと思ったので調べてみると、①神様に失礼に当たる②葬儀の飾りを連想させる、というのが主な理由のようで29日も苦を連想させるから避けて、26～28日に飾るのが望ましいとあった。思い返すと年末はあわただしいことを理由に、一夜飾りこそ避けていたが29日や30日に飾っている年がほとんどで、ずいぶんと神様に失礼をしてしまっていた。今年の年末は余裕をもって28日までに正月準備をして神様を迎えたいと思う。

編集

## 食料システム

◆2026年2月号／通巻362号 ◆令和8年2月1日発行

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F  
☎ 03-5809-2175 ☎ 03-5809-2183  
✉ info@ofsi.or.jp ☎ <https://www.ofsi.or.jp/>

□総務部 ☎ 03-5809-2175

□業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。